

(介護予防) 福祉用具貸与サービス重要事項説明書

あなたに対する（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称	旭木工ケアサービス事業部	代表者氏名	代表取締役 中 村 孝 雄
法人名称	株式会社旭木工	電話番号	088-664-6622
所在地	徳島県徳島市東沖州2丁目7番地	営業時間	9時～18時
営業日	月～金曜日 但し祝日、年末年始（12/30～1/3）お盆（8/12～8/15）を除く		

・介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている事業所

事業所名	株式会社旭木工ケアサービス事業部	他の提供サービス	福祉用具販売・住宅改修
徳島県知事指定事業所番号	3 6 7 0 1 0 0 8 1 1	サービス提供地域	徳島県全域
提供できるサービスの種類	（介護予防）福祉用具貸与		

・同事業所の職員体制及び従業員の職務内容

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1人	人	1人
福祉用具専門相談員	15人	2人	17人
事務員	5人	人	5人

※管理者:管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たるものとする。※福祉用具専門相談員:（介護予防）福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たる。※事務員:（介護予防）福祉用具全般についての一般事務に当たる。

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な（介護予防）福祉用具貸与を提供することを目的とする。
事業の方針	事業の専門相談員は、要介護者等の心身の状況等に応じて、適切な（介護予防）福祉用具の貸与を提供するとともに、自らその提供する（介護予防）福祉用具の質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に（介護予防）福祉用具の貸与を受ける者の立場に立って、これを提供するように努めるようにする。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
福祉用具サービス計画書	全国平均貸与価格等の説明・複数商品の提示を適切に実施したことを記録として残すものとする。

3. サービスの内容

事業者は、本契約期間中、厚生労働大臣が定めた種目の中から必要と認められる福祉用具について候補となる複数商品の説明を行い、作成した福祉用具サービス計画に基づき貸与をします。福祉用具サービス計画書は利用者、介護支援専門員に交付します。

4. 利用料金

- ①レンタル利用料金については、所定の料金表に基づいて計算します。ご利用料金は1ヶ月単位で計算します。但し、ご契約者が、まだ要介護もしくは要支援認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただいた上で、要介護もしくは要支援認定をうけた後、自己負担額を除く額が介護保険から支払われます。
- ②レンタル商品の搬出入に通常以上の交通費、従事者及びクレーン車等が必要な場合には、別途費用を頂きます。
- ③原則として、前記以外でサービス提供地域内に納品の場合は交通費は無料です。
- ④解約を希望される場合は事前にご連絡下さい。なお契約が終了する月の料金については1ヶ月の料金をお支払いいただきます。
- ⑤料金のお支払いは、当事業者の指定の方法でお支払いください。
- ⑥通常の事業の実施地域を超えてから、1kmあたり100円とする。左記地区で有料道路の場合は実費を徴収するものとする。

5. サービス利用についての注意事項

- ①ご契約者及び介護者等は、レンタル商品について定められた使用方法を遵守して下さい。
- ②当事業所の承諾を得ることなく、レンタル商品の全部又は一部を他人に譲渡または転貸することはできません。
- ③当事業所の承諾を得ることなく、レンタル商品の仕様変更、加工又は改造等を行うことはできません。
- ④契約者又は介護者等は、契約者の転居、入院、死亡など、レンタル商品の使用状況に変更があった場合には、速やかに当事業所に通知して下さい。

6. 事故発生時の対応

- ①当事業所は利用者に対する（介護予防）福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7. (介護予防)福祉用具貸与の提供方法※1 及び 取り扱う福祉用具の種目※2

- ※1 ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業者にお知らせください。
- ②利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- ③福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ※2 車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台附属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・自動排泄処理装置

8. その他運営に関する重要事項(福祉用具の消毒方法等)

- ①従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③回収した福祉用具を、不潔庫、既に消毒が行なわれた福祉用具を清潔庫に区別して保管します。
- ④事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
採用時研修 採用後6ヶ月以内・継続研修 年1回
- ⑤従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ⑥従業員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

9. 苦情申立窓口 受付時間 8:30～17:15(月～金) (祝日、12月29日～1月3日までを除く)

徳島県社会福祉協議会		徳島県徳島市中昭和町1-2 TEL:088-654-4461 FAX:088-654-9250
徳島県国民健康保険団体連合会		徳島県徳島市川内町平石若松78-1 TEL:088-665-7205 FAX:088-666-0228
徳島市	高齢介護課	〒770-8571 徳島市幸町2-5(南館1階) TEL:088-621-5586 FAX:088-624-0961
鳴門市	長寿介護課	〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170 TEL:088-684-1175
小松島市	介護福祉課	〒773-8501 小松島市横須町1番1号 TEL:0885-32-3507
阿南市	介護保険課	〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3 TEL:0884-22-1793 FAX:0884-21-0043
吉野川市	長寿いきがい課	〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1 TEL:0883-22-2222 FAX:0883-22-2244
阿波市	介護保険課	〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 TEL:0883-36-6814 FAX:0883-36-5113
美馬市	長寿・障がい福祉課	〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL:0883-52-5605
三好市	みよし広域連合介護保険センター	〒778-0002 三好市池田町マチ2429番地1 TEL:0883-76-0030 FAX:0883-76-0033
勝浦町	福祉課	〒771-4395 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 TEL:0885-42-1502
上勝町	住民課	〒771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1 TEL:0885-46-0111 FAX:0885-46-0323
佐那河内村	健康福祉課	〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺71番地1 TEL:088-679-2971 FAX:088-679-2125
石井町	長寿社会課	〒779-3295 名西郡石井町高川原字高川原121-1 TEL:088-674-6111 FAX:088-675-1500
神山町	健康福祉課	〒771-3395 名西郡神山町神領字本野間100 TEL:088-676-1114 FAX:088-676-1100
那賀町	保健医療福祉課	〒771-5406 那賀郡那賀町延野字王子原31番地1 TEL:0884-62-1141
牟岐町	健康生活課	〒775-8570 海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 TEL:0884-72-3417 FAX:0884-72-2716
美波町	福祉課	〒779-2395 海部郡美波町奥河内字本村18-1 TEL:0884-77-3614 FAX:0884-77-1666
海陽町	海部庁舎 地域包括ケア推進課	〒775-0395 海部郡海陽町奥浦字新町44番地 TEL:0884-73-4312
松茂町	長寿社会課	〒771-0295 板野郡松茂町広島字東裏30番地 TEL:088-699-2190
北島町	健康保険課	〒771-0285 板野郡北島町中村字上地23-1 TEL:088-698-9805 FAX:088-698-3642
藍住町	健康推進課	〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 TEL:088-637-3115 FAX:088-637-3154
板野町	福祉保健課	〒779-0192 板野郡板野町吹田字町南22番地2 TEL:088-672-5986
上板町	福祉保健課	〒771-1392 板野郡上板町七條字経塚42番地 TEL:088-694-6810 FAX:088-694-5903
つるぎ町	長寿介護課	〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 TEL:0883-62-3113 FAX:0883-55-1051
東みよし町	福祉課	〒779-4795 三好郡東みよし町加茂3360番地 TEL:0883-82-6306

当事業所 事故・苦情相談窓口	営業日の9時～18時まで TEL:088-664-6622 FAX:088-664-6615 （夜間TEL:088-622-6496）担当:南 健 司
----------------	--

10. 緊急時の対応

利用者の御家族	氏 名		続柄
	住 所		
	連 絡 先		
	緊 急 連 絡 先		
居宅介護支援事業所	事 業 所 名		
	住 所		
	連 絡 先		
所轄市町			

重要事項説明者名：

私は、約款及び重要事項説明書に基づき、
事業者から（介護予防）福祉用具貸与サービスについて重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者： _____

住 所： _____

●指定福祉用具貸与事業所／3670100811

契約者： _____ 続柄() _____

住 所： _____

株式会社 **旭 木 工**

ケアサービス事業部

徳島市東沖州2丁目7番地
Tel:088-664-6622
代表取締役 中 村 孝 雄